

妙高市夢をかなえる企業応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内における創業を促進し、新たな産業創出及び雇用創出による市内経済の活性化を図るため、中小企業者が行う店舗等取得及び増改築等並びに店舗等賃借に係る費用の一部に対して、予算の範囲内において妙高市夢をかなえる企業応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 店舗等 市内に有し、事業の用に供している建築物（店舗、事務所等に住宅が併設する建築物（以下「併用住宅」という。）を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 新築物件 新たに建築された店舗等（旧店舗等を解体撤去し、新たに建築する店舗等を含む。）をいう。ただし、増築、減築、大規模な模様替え等は含まない。
- (4) 建売物件 販売を目的として新たに建築された店舗等をいう。
- (5) 中古物件 過去に事業用に供されたことのある店舗等をいう。
- (6) 土地 店舗等を建築するための宅地又は建売物件若しくは中古物件が建築されている宅地をいう。
- (7) 店舗等取得 店舗等を建築又は建売物件若しくは中古物件を購入（契約を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除く。以下同じ。）することをいう。
- (8) 土地取得 店舗等取得に併せて当該店舗等のための土地を購入することをいう。ただし、当該土地の購入契約後、1年以上経過したものは除く。
- (9) 増改築等 店舗等の増築（既存の店舗等に建て増しをすることをいう。）又は改築（店舗等の一部を除却して、従前同様の規模のものに建替えることをいう。）することをいう。
- (10) 取得費 店舗等又は店舗等及び土地を取得するために要する費用をいい、消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、旧店舗等の解体撤去に要する費用及び登記に要する費用等を除く。
- (11) 店舗等賃借料 店舗等又は店舗等及び土地を賃借するために要する費用をいい、消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、敷金、礼金その他これらに類するものを除く。
- (12) 工事費 増改築等に要する費用をいい、消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、増改築等に伴う設計に要する費用及び登記に要する費用等を除く。
- (13) 取得日 新築物件及び建売物件にあっては所有権保存登記の受付年月日、中古物件にあっては所有権移転登記の受付年月日をいう。
- (14) 新規常用労働者 店舗等取得及び増改築等並びに店舗等賃借により、新たに統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である毎月勤労統計調査の対象となる常用労働者のうち、期間を決めず雇われている者をいう。ただし、パートタイム労働者及び同一中小企業者の市内の他工場、事務所、店舗等からの移動者を除く。
- (15) 商工会議所等 新井商工会議所、妙高高原商工会及び妙高商工会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、第1号及び第2号の規定は適用しない。

- (1) 市内で事業を営む中小企業者で、個人事業主にあっては市内に住所を有する者であること。ただし、創業前の者にあっては、創業後に市内で事業を営む中小企業者となり、個人事業主になる者にあっては、市内に住所を有する者となること。
- (2) 商工会議所等の定款に定める会員であること。ただし、第6条に定める交付申請時点において会員でない者にあっては、速やかに会員となること。
- (3) 申請時において、市税を滞納していないこと。
- (4) 別表第1に定める事業を行っていないこと。

(5) 取得又は賃借する店舗等の所有者及び所有者の2親等以内の親族でないこと。

(6) 補助対象者が自ら経営に参画する企業等からの取得又は賃借でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表第2のとおりとし、補助金の交付は、同表に掲げる補助対象経費ごとに、1つの店舗等につき1回を限度とする。

(交付条件)

第5条 市長は、補助対象者がこの要綱の規定に違反しないこと、及び補助対象者が3年以上営業を継続することを条件として補助金を交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新築物件の取得又は増改築等については契約後着工までに、建売物件、中古物件の取得又は店舗等賃借については契約後1年以内に、妙高市夢をかなえる企業応援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 収支予算書（別記様式第3号）

(3) 店舗等取得又は増改築等に伴う工事請負契約書の写し（新築物件、増改築等の場合）

(4) 売買契約書の写し（建売物件・中古物件の取得、土地取得の場合）

(5) 案内図及び各階平面図等（増改築等の場合は工事箇所・工事面積の分かるもの）

(6) 見積書（新築物件・建売物件の取得、増改築等の場合）

(7) 賃貸借契約書の写し（店舗等賃借の場合）

(8) 現況写真

(9) 常用労働者名簿（新たに常用労働者が増加する場合）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出は、別表第2に掲げる補助対象経費ごとに行うものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、妙高市夢をかなえる企業応援補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当した場合は、妙高市夢をかなえる企業応援補助金変更承認申請書（別記様式第5号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の合計額について、20パーセント以上の変更をしようとする場合

(2) 取得等に要する期間に大幅な変更が生じた場合（自己の都合によるものは除く。）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、妙高市夢をかなえる企業応援補助金変更承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該物件の営業開始後1月以内又は交付申請年度の3月31日のいずれか早い日までに、妙高市夢をかなえる企業応援補助金実績報告書（別記様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 店舗等及び土地の登記事項証明書（店舗等取得・増改築等の場合）

(3) 着前及び完成写真（店舗等及び土地の状況、増改築等は工事の状況が分かるもの）

(4) 他補助金の決定通知書の写し（他の補助金等の交付決定を受けている場合）

(5) 建築基準法等の許可証又は届出書の写し（必要な場合）

(6) 新規常用労働者に係る雇用保険加入証の写し（新たに常用労働者が増加する場合）

(7) その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の額を

確定するものとする。

- 2 市長は、補助金の額の確定後、妙高市夢をかなえる企業応援補助金確定通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知の上、補助金を交付するものとする。
- 3 店舗等賃借に係る補助金は、交付決定者の請求に基づき、おおむね3カ月ごとに交付することができる。なお交付の際には、支払状況を確認するために領収書の写しの提出を求めるものとする。

（決定の取消等）

第11条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2）建築基準法（昭和25年法律第201号）等の規定に違反したとき。
- （3）この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第1項の場合において、市長は交付決定者に対し既に交付されている補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（制度の見直し）

第12条 市長は、この要綱の施行の日から3年を越えない期間ごとに、各条項が他の法令、社会経済情勢と比較して整合性が取れているかどうかを検討するものとする。

2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この要綱の見直しが必要であると判断したときは、速やかに、見直し等の措置を講じるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

1 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における次の事業

大分類	中分類
R サービス業（他に分類されないもの）	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
	96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	全般
T 分類不能の産業	全般

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び同条第5項から第11項までに定める営業

3 市民生活や生活環境に悪影響を及ぼすことが予想されると市長が認める事業

別表第2（第4条関係）

補助対象経費		補助率等		
		補助率 補助期間	限度額	加算額
1	新築物件の取得 ※土地含む	取得費の3%以内	500万円	妙高市に住所を有する新規常用労働者1人につき10万円（最大10人まで）
2	建売物件の取得・増改築等 ※土地含む	取得費及び増改築費の3%以内		
3	中古物件の取得・増改築等 ※土地含む	取得費及び増改築費の3%以内	300万円	
4	店舗等賃借料	賃借料の1/2以内 2年間（賃借開始以後の24月分）	月額10万円	

備考

- 1 他の補助金等を利用する部分は、補助対象外とする。
- 2 補助金額の合計に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。
- 3 店舗等併用住宅における店舗等賃借料の補助対象経費は、面積按分により店舗等と住宅それぞれの面積を算出し、店舗等に係る経費を算出するものとする。
- 4 店舗等併用住宅における店舗等取得・増改築等の補助対象経費は、見積書により店舗等に係る経費を算出するものとする。
- 5 増改築等の基準については別に定める。